

第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

1. 歴史的風致形成建造物の管理の基本的な考え方

歴史的風致形成建造物の維持・管理は、個々の建造物の価値や用途に応じて所有者等が行うことを基本とし、歴史まちづくり法第15条第1項に基づく歴史的風致形成建造物の増築、改築、移転又は除却に係る市長への届出及び同条第3項による勧告等を活用し、適正な維持・管理を図る。また、維持・管理において修理が必要な場合は、建築様式や改変履歴等の調査・記録を行ったうえで、往時の姿に修復・復原することを基本とする。

また、歴史的風致の維持向上のため、歴史的風致形成建造物の積極的な公開・活用を図るものとする。公開にあたっては、外部から望見できる措置を講じるだけでなく、可能な限り内部の公開に努めることとし、公開する場合は、所有者に支障を与えないよう配慮するとともに十分な協議のうえ、実施することとする。

2. 歴史的風致形成建造物の管理の指針

(1) 県・市指定有形文化財

県及び市指定文化財は、県及び市の文化財保護条例に基づく現状変更等の許可制度により保全を図る。

これら建造物の維持・管理は、建造物の外観及び内部を対象に、調査に基づく修復・復原を基本とする。

(2) 登録有形文化財

登録有形文化財は、文化財保護法に基づき、建造物の外観を主体像に、調査に基づく修復・復原を基本とするが、その内部においても歴史的価値が高いものは、所有者と協議のうえ、適切な保全を図ることとする。

(3) 県・市指定記念物及び登録記念物

文化財保護法に基づく登録記念物及び県・市の文化財保護条例に基づく指定記念物については、敷地内の樹木の剪定、除草、清掃等の日常の管理を徹底する。

(4) 景観重要建造物

景観法に基づく景観重要建造物は、関係法令に基づき、届出、勧告等を主体とする行為規制及び指導・助言を行う。

これらの建造物は、歴史的風致の維持及び向上の観点から、建造物の外観

を対象に、現状の維持及び保存を基本とし、その内部においても歴史的価値が高いものについては、適切な保全に努めるものとする。

(5) その他未指定・未登録の建造物

歴史的風致の維持及び向上を図るうえで必要かつ重要なものとして認められる未指定・未登録の建造物については、建造物の外観の維持及び保存を基本とし、文化財部局と協議のうえ、その価値を減じることのない範囲での変更は可能とする。その内部においても歴史的価値が高いものについては、適切な保全に努めるものとする。

なお、これらの建造物については、必要な調査等を行ったうえで、できる限り文化財又は景観重要建造物の指定等に努めることとする。

3. 届出不要の行為

歴史まちづくり法第15条第1項第1号及び同法施行令第3条第1号に基づく届出を要しない行為については、以下の行為とする。

- (1) 文化財保護法第57条第1項に基づく登録有形文化財で、同法第64条第1項の届出をして行う行為
- (2) 文化財保護法第132条第1項に基づく登録記念物で、同法第133条の届出をして行う行為
- (3) 愛媛県文化財保護条例第10条第1項に基づく県指定有形文化財で、同条例第20条第1項の許可を受けて行う行為
- (4) 愛媛県文化財保護条例第37条第1項に基づく県指定記念物で、同条例第42条第1項の許可を受けて行う行為
- (5) 大洲市文化財保護条例第3条第1項に基づく大洲市指定有形文化財または大洲市指定記念物で、同条例第8条第1項の許可を受けて行う行為
- (6) 景観法第19条第1項に基づく景観重要建造物で、同法第22条第1項の許可を受けて行う行為